

## 5 和歌山県特別支援教育協議会

### (1) 要 約

#### (目的)

第1条 この要約は、和歌山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、特別支援教育の推進を図るため、和歌山県特別支援教育協議会（以下「協議会」という。）を設置することに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (任務)

第2条 協議会は、教育委員会の求めに応じて、本県特別支援教育推進の方策について協議する。

#### (構成)

第3条 協議会は、教育委員会が委嘱する15名以内の委員で構成する。

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (役員)

第5条 協議会に役員として会長及び副会長各1名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が教育委員会と協議して招集する。

2 会議は、会長が主宰する。

#### (専門委員会)

第7条 協議会に、必要に応じ専門的な事項を調査・協議するため、専門委員会を置くことができる。

#### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

#### (補則)

第9条 この要約に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要約は、平成19年4月1日から施行する。

## 年度別協議題

| 年 度       | 協 議 題                                 |
|-----------|---------------------------------------|
| 昭和60・61年度 | 「特殊教育諸学校における後期中等教育の在り方について」           |
| 昭和62年度    | 「特殊学級における教育の充実について」                   |
| 昭和63年度    | 「重度・重複児の教育の在り方について」                   |
| 平成元・2年度   | 「心身障害児の適正就学の在り方について」                  |
| 平成3年度     | 「心身障害児の進路の在り方について」                    |
| 平成4年度     | 「特殊教育諸学校における学校週5日制の在り方について」           |
| 平成5・6年度   | 「長期的視点に立った今後の本県特殊教育の在り方について」          |
| 平成7~10年度  | 「軽度障害児の教育の在り方」                        |
| 平成11年度    | 「軽度障害児の実態について」                        |
| 平成12~14年度 | 「職業自立・社会参加を見据えた盲・聾・養護学校高等部教育の在り方について」 |
| 平成15・16年度 | 「本県特別支援教育の体制整備について」                   |
| 平成17年度    | 「今後の和歌山県の特別支援教育について」                  |
| 平成18年度    | 「特別支援教育の充実について」                       |
| 平成19年度    | 「和歌山らしい特別支援教育の在り方について」                |
| 平成20年度    | 「本県における特別支援教育推進計画について」                |
| 平成21年度    | 「新設特別支援学校の設置について」                     |
| 平成22年度    | 「多様な障害に対応する体制整備について」                  |